

三春町水稲病虫害対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、水稲の病虫害による被害を防止し、水稲の安定生産及び品質向上を図るため、病虫害防除対策事業を実施する者に対し、三春町水稲病虫害対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、三春町補助金等の交付に関する規則（平成17年三春町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主食用米 飼料用、加工用、備蓄米等以外の用途に供する米穀をいう。
- (2) 水稲生産実施計画書 三春町地域農業再生協議会が毎年度作成する水稲の作付けに関する計画書をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、町長が特に必要と認める者についてはこの限りでない。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき町内に住所を登録している個人又は町内に本店若しくは主たる事務所を有する法人
- (2) 主食用米作付面積が30アール以上の者
- (3) 当年産において、主食用米の出荷又は販売を行う者

(取りまとめ団体)

第4条 町長は、補助金の申請及び請求手続の円滑化を図るため、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき設立された農業協同組合（以下「取りまとめ団体」という。）に対し、交付対象者の申請及び請求の取りまとめを依頼することができる。

2 取りまとめ団体は、前項の規定により取りまとめを依頼された場合は、交付対象者に代わって補助金の申請及び請求を行うことができる。

(補助対象事業)

第5条 補助対象事業は、水稲病虫害の防除を目的とした薬剤散布を行う事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、前条の事業実施に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 薬剤購入費
- (2) その他町長が必要と認める経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか低い額とする。

- (1) 補助対象経費の10分の1以内の額
- (2) 主食用米作付面積（水稲生産実施計画書に記載されている水稲作付面積をいう。以

下同じ。) 10 アール当たり 400 円を乗じて得た額

- 2 前項第 2 号の主食用米作付面積の計算において、1 アール未満の端数は切り捨てるものとする。
- 3 第 1 項の規定により算出した額に 100 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請及び請求)

第 8 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三春町水稲病虫害対策事業補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 薬剤購入費が確認できる書類（領収書等の写し）
 - (2) 当年産米の出荷・販売が確認できる書類
 - (3) 振込先口座が確認できる通帳等の写し
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- 2 第 4 条第 2 項の規定により取りまとめ団体が申請及び請求を行う場合は、取りまとめ団体は、交付対象者ごとの三春町水稲病虫害対策事業補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号の 2）及び次に掲げる書類を取りまとめの上、町長に提出しなければならない。
 - (1) 各交付対象者の薬剤購入費が確認できる書類（領収書等の写し）
 - (2) 当年産米の出荷・販売が確認できる書類
 - (3) 振込先口座が確認できる通帳等の写し
 - (4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第 9 条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、規則第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき調査し、又は必要に応じて修正し、補助金を交付すべきものと認めた場合は、速やかに交付決定し、その額を支払うものとする。この場合において、当該支払があったときは、規則第 6 条の規定による補助金の交付決定及び規則第 14 条の規定による補助金の額の確定があったものとみなす。

- 2 町長は、補助金の交付決定をしたときは、速やかに三春町水稲病虫害対策事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知しなければならない。
- 3 町長は、第 4 条第 2 項の規定による申請に係る交付決定をしたときは、三春町水稲病虫害対策事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号の 2）により取りまとめ団体に通知しなければならない。

(補助金の分配及び実績報告)

第 10 条 第 8 条第 2 項の規定により補助金の申請及び請求を行った取りまとめ団体は、町から補助金の交付を受けたときは、補助金を受領した日から 30 日以内に、交付を受けた補助金を交付対象者に分配しなければならない。

- 2 取りまとめ団体は、前項の規定による分配が完了したときは、三春町水稲病虫害対策事

業補助金分配完了報告書（様式第 3 号）を町長に提出しなければならない。

- 3 町長は、前項の規定による報告書の提出があったときは、その内容を確認し、必要に応じて取りまとめ団体に対して報告を求めることができる。

（決定の取消し）

第 11 条 町長は、交付対象者が規則第 16 条の各号に規定する事項及びこの要綱の規定に違反したときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、前条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- 3 町長は、補助金の交付の取消しをしたときは、速やかに規則第 16 条第 3 項に規定する補助金等交付取消通知書（規則様式第 5 号）により、交付対象者に通知しなければならない。

（補助金の返還）

第 12 条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合においては、規則第 17 条の規定により、補助金の返還を命じなければならない。

（補則）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。